

○福岡県警察体力検定等実施要綱の制定について(通達)

平成15年3月5日

福岡県警察本部内訓第8号

本部長

この度、福岡県警察体力検定等実施要綱を次のとおり制定し、4月1日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようになされたい。

なお、福岡県警察体力検定等実施要綱の制定について(昭和63年福岡県警察本部内訓第19号)は、廃止する。

記

第1 趣旨

この内訓は、福岡県警察の警察官(以下「警察官」という。)が行う警察体力検定及び体力テスト(以下「体力検定等」という。)の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この内訓において「所属」とは、福岡県警察本部の課、監察官室及び部の附置機関、福岡市警察部庶務課、北九州市警察部機動警察隊、警察学校並びに警察署をいう。

(平21本部内訓13・平24本部内訓5・本項一部改正)

第3 体力検定等の目的

体力検定等は、警察官に対し、自己の体力の現状を正確に認識させることにより、各人の健康管理と基礎体力の強化への意欲を喚起するとともに、得られたデータを基に警察官の体力水準向上のための諸施策を推進し、もって執行力の強化に資することを目的とする。

第4 体力検定等の種目

1 警察体力検定

警察体力検定の種目は、ジャパット(「警察体力検定等準則」の制定について(平成14年10月25日付け、警察庁丙人発第343号)の別添の警察体力検定等準則第3の1に規定するJAPPATをいう。)とする。

2 体力テスト

体力テストの種目は、次のとおりとする。

- (1) 握力(筋力)
- (2) 上体起こし(筋持久力)
- (3) 長座体前屈(柔軟性)
- (4) 反復横とび(敏しょう性)

(5) 20mシャトルラン(心肺持久力)

(6) 立ち幅とび(瞬発力)

## 第5 体力検定等の対象等

### 1 体力検定等の対象及び実施基準

体力検定等の対象は、警察官とし、1年に1回以上実施しなければならないものとする。

### 2 体力検定等を受検することができない者

実施責任者(第7の1の(1)に規定する実施責任者をいう。以下この2及び3において同じ。)は、次に掲げる者については、体力検定等を受検させないものとする。

(1) 心臓血管系疾患(脳血管障害を含む。)で、現に治療中の者、治療を要する者若しくは経過観察中の者又は既往症を有する者

(2) 高血圧症の者

(3) 気管支喘ぜん息で、現に治療中の者、治療を要する者又は経過観察中の者

(4) その他何らかの疾患で、現に治療中の者、治療を要する者又は経過観察中の者

(5) 受検することに支障を来すけがをしている者

(6) 当直勤務明けの者その他夜間(体力検定等の実施日の前日の午後10時から当該実施日の午前5時までの間をいう。)の一部又は全部において勤務に従事した者

(7) 警察体力検定(JAPPAT)受検票<提出用>(別記様式。以下「受検票」という。)の健康等直前チェック欄の2に掲げる項目のいずれかに該当している者

(8) (1)から(7)までに掲げる者のほか、体力検定等を受検することが適当でないを実施責任者が認める者

### 3 健康状態等の申出

体力検定等の受検者は、体力検定等の受検に当たっては、2の(1)から(7)までのいずれかに該当するときその他体力検定等を受検することが適当でないと認めるときは、その旨を実施責任者に申し出なければならない。

## 第6 体力検定等委員会の設置等

### 1 設置

福岡県警察本部に、体力検定等委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### 2 構成

(1) 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

(2) 委員長には、警務部長をもって充てる。

(3) 委員には、次に掲げる者をもって充てる。

ア 警務部警務課長

イ 警務部厚生課長

ウ 警務部教養課長(以下「教養課長」という。)

エ 警察学校長

オ アからエまでに掲げる者のほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 警察大学校術科指導者養成科を修了した者であって、委員長が指定するもの

(イ) 警察学校の体育に関する事務を担当する者であって、警察学校長が指定するもの

(ウ) 警務部教養課(以下「教養課」という。)の術科に関する事務を担当する者であって、  
教養課長が指定するもの

### 3 任務

(1) 委員会は、次に掲げる事務を処理する。

ア 体力検定等の年間計画の策定

イ 体力検定等の受検者及び未受検者の把握及び管理

ウ 体力検定等の受検結果の評価、通知及び統計処理

エ アからウまでに掲げるもののほか、体力検定等の実施に関し必要な事務

(2) (1)に定めるところによるほか、委員会は、体力検定等の実施に係る運動プログラムの作成及び体力検定等の受検時の受傷防止のための事前トレーニングの必要性の啓発など、体力検定等の安全な推進のために必要な施策を講じるよう努めるものとする。

### 4 会議

(1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、委員長がその議事を主宰する。

(2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。

### 5 庶務

委員会の庶務は、教養課において処理する。

## 第7 体力検定等の実施責任者等

### 1 実施責任者

(1) 体力検定等の実施責任者は、所属の長とする。

(2) 実施責任者は、所属における体力検定等の実施に当たり、所属の警察官に対して事前トレーニングを徹底させるなど、体力検定等を計画的かつ安全に実施する責を負う。

(3) 実施責任者は、体力検定等の実施に関し推進責任者、立会責任者及び測定責任者を指定するものとする。

## 2 推進責任者の指定等

(1) 実施責任者は、次に掲げる者を推進責任者に指定するものとする。

ア 本部の課及び監察官室

次席

イ 部の附置機関

次席又は副隊長

ウ 福岡市警察部庶務課

次席

エ 北九州市警察部機動警察隊

副隊長

オ 警察学校

副校長

カ 警察署

副署長

(2) 推進責任者は、体力検定等の効果的かつ安全な実施計画を策定し、実効ある体力検定等の実施に努めなければならない。

## 3 立会責任者の指定等

(1) 実施責任者は、所属の警部以上の階級にある者のうちから体力検定等の立会責任者を指定するものとする。

(2) 立会責任者は、所属の体力検定等の実施に立ち会い、必要に応じて補助員を配置する等体力検定等が安全かつ適正に行われるよう努めなければならない。

## 4 測定責任者の指定等

(1) 実施責任者は、所属の警察官であって、体力検定等の実施に関する研修等を受けた者のうちから体力検定等の測定責任者を指定するものとする。

(2) 測定責任者は、体力検定等が適正かつ円滑に行われるよう努めなければならない。

(3) 測定責任者は、立会責任者を兼ねることができない。

(平21本部内訓13・平24本部内訓5・本項一部改正)

## 第8 体力検定等の実施方法

### 1 警察体力検定

(1) 受検票の提出

警察体力検定の受検に当たっては、受検票を実施責任者に提出しなければならない。

## (2) 具体的実施方法

この内訓に定めるもののほか、警察体力検定の具体的実施方法については、「警察体力検定等実施細目」の制定について(平成14年10月25日付け、警察庁丁人発第602号)の別添のJAPPAT実施マニュアル(以下「マニュアル」という。)の定めるところによる。

### 2 体力テスト

この内訓に定めるもののほか、体力テストの具体的実施方法については、「警察体力検定等実施細目」の制定についての別添の警察体力検定等実施細目第1に規定する文部科学省の新体力テスト実施要項(以下「体力テスト実施要項」という。)に定めるところによる。

## 第9 報告

実施責任者は、体力検定等を実施したときは、委員会が別に定めるところにより、教養課長を經由して委員長に報告しなければならない。

## 第10 結果の評価

### 1 警察体力検定

委員会は、第9の規定による報告に係る体力検定の受検者については、次表(以下「警察体力検定級位基準表」という。)に基づき、級位を認定するものとする。

級位	記録
AAA	60秒未満
AA	60秒以上70秒未満
A	70秒以上80秒未満
B	80秒以上90秒未満
C	90秒以上100秒未満
D	100秒以上

### 2 体力テスト

委員会は、第9の規定による報告に係る体力テストの受検者については、項目別得点表(別表第1)、総合評価基準表(別表第2)及び体力年齢判定基準表(別表第3)に基づき、体力判定を行うものとする。

## 第11 評価の通知

委員会は、第10の規定により受検者の級位を認定し、又は体力判定を行ったときは、その結果を当該受検者の属する所属の実施責任者に通知するものとする。

## 第12 体力検定等の結果の活用

- 1 実施責任者は、所属の警察官が自己の体力を正しく認識し、必要な体力の維持・向上に努めるよう、体力検定等の結果を踏まえた個別指導を行うものとする。
- 2 受検者は、自己の体力検定等の結果を踏まえ、警察体力検定級位基準表その他マニュアル及び体力テスト実施要項に定める体力検定等の受検結果に関する資料を参考とし、自己の体力の維持・向上に努めなければならない。

### 第13 実施上の留意事項

実施責任者は、体力検定等の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- 1 マニュアル及び体力テスト実施要項に従って、適正かつ安全に行うこと。
- 2 体力検定等の実施日を可能な限り早期に示達し、受検者が心身ともに十分な状態で受検できるよう配慮すること。
- 3 受検者に健康状態等の申出をさせ、異常のある者には受検させないようにするとともに、準備運動及び整理運動を確実に行うこと。
- 4 体力検定等に使用する器具等については、事前点検を徹底し、正しい方法で安全かつ正確な測定を行うこと。
- 5 時季、場所、気象状況等を考慮して、炎天下、強風等体調及び記録に影響を及ぼすような条件下では実施しないこと。
- 6 受検者の服装は、運動に適したものとする。
- 7 体力テストの種目のうち、20mシャトルランについては、所属ごとの事情によりやむを得ない理由があると実施責任者が認めるときは、実施責任者が委員会と協議の上、その実施を省略することができる。

### 第14 関係書類の保存

所属に保存する簿冊名、編集する書類及び保存期間については、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
警察体力検定受検票	警察体力検定(JAPPAT)受検票<提出用 >	1年